

静岡市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の 骨子の考え方

現在の計画の構成等

- ◆障がい福祉計画は、「国の基本指針」に即して策定される。
- ◆現在の「静岡市第4期障がい福祉計画」は次の5つの項目で構成している。
1の基本的理念に基づき、2の成果目標が定められ、これを達成するために、地方は3・4・5を活動指標として設定する、というもの。

項目	静岡市第4期障がい福祉計画でのタイトル	本資料掲載箇所
基本理念	I 計画の基本的理念	→本資料P1
成果目標	II 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活拠点支援事業の提供体制の確保に係る目標	→本資料P2
活動指標	III 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及び見込みの確保のための方策	→本資料P6
	IV 基盤整備（上記3からの特出し）	→本資料P10
	V 地域生活支援事業	→本資料P10

- ◆また、今回から「障がい児」に関する計画（障がい児福祉計画）も一体のものとして策定することとされている。

I 計画の基本的理念

第4期計画 P1 参照

〈概要〉

国の基本指針では「市町村及び都道府県は障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成することが必要である」とされている。今回の指針では、従前の①から③のほか、④・⑤が新たに追加された。

(1)	障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
(2)	市町村を基本とした身近な実施主体と 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
(3)	入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
(4)	地域共生社会の実現に向けた取組【新規】
(5)	障害児の健やかな育成のための発達支援【新規】

〈今回策定する計画では〉

現在の計画では国のものをそのまま掲載していたが、単に国の基本的理念を記載するだけでなく、本市の障がい者福祉の基本計画として同時に策定する「静岡市障がい者計画」の基本的理念等を反映させたい。